



【4. 誓約・同意事項】を確認し、該当する場合には、必ず✓を記入してください。

※✓が記入されていない場合は、給付されません。

【4. 誓約・同意事項】 ※全ての項目を確認し、チェック欄(□)に✓を記入してください。



以下の全ての誓約・同意事項について確認し、誓約・同意します。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金(均等割非課税)(以下「給付金」といいます。)の支給要件(※)に該当します。

※給付金の支給対象となるためには、以下の要件を全て満たすことが必要です。

- ① 令和6年度の住民税均等割が課せられていない方のみで構成される世帯  
イ 世帯の全員が、令和6年度住民税が課されている他の親族等の扶養を受けている世帯ではない  
(住民税における取扱いとして、扶養を受けているか分からないときは、両親や子ども等、家族に確認してください。)  
ウ 世帯の中に、租税条約による免除の適用を届け出ている者はいない
- ② 世帯の中に、令和6年度住民税課税となる所得があるのに未申告である者はいません。  
(世帯の中に、令和6年度住民税均等割課税となる所得がある者はいません。)
- ③ 既に他自治体で、令和6年度住民税非課税世帯の給付金(3万円給付)の給付を受けていません。
- ④ 給付金の支給要件の該当等を審査等するため、八街市が必要な住民基本台帳情報、税情報等の公簿等の確認を行うことや必要な資料の提供を他の行政機関等に求める・提供することに同意します。
- ⑤ 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- ⑥ この申請書は、八街市において支給決定をした後は、給付金の請求書として取り扱います。
- ⑦ 八街市が支給決定をした後、申請書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、市長が定める期日までに八街市が申請者に連絡・確認できない場合に、給付金が支給されないことに同意します。
- ⑧ 給付金の支給後、本申請書の記載事項について虚偽であることが判明した場合や給付金の支給要件に該当しないことが判明した場合には、給付金を返還します。

申請書を提出する前に、必要となる提出書類を確認し、チェックしてください。  
記入事項や添付書類などに不備がある場合は、給付に時間がかかったり、給付できない場合がありますのでご注意ください。

【5. 提出書類】



物価高騰対応重点支援地方創生臨時給付金(均等割非課税)申請書(本書)  
※必要事項をご記入ください。



申請者本人確認書類の写し(コピー)  
※申請者の運転免許証、健康保険証、マイナンバーカード(表面)、介護保険証、パスポート、在留カード等の写し(いずれか1つ)をご用意ください。(有効期限内のもの)  
※マイナンバーの通知カードは、本人確認書類に該当しません。



受取口座を確認できる書類の写し(コピー)  
※通帳やキャッシュカードの写しなど、受取口座の金融機関名・口座番号・口座名義人(カタカナ表記)を確認できる部分の写しをご用意ください。



「令和6年 月1日時点の住所」欄が「八街市」に該当する方のうち、令和6年度住民税が未申告の方全員分、必要です。  
八街市課税課が発行する『令和6年度住民税非課税証明書』の原本  
※未申告の方のうち、18歳未満の方、65歳以上の方、扶養を受けていることがわかる方は不要です。  
※令和5年中の所得が「0円」の方は、八街市役所 課税課の受付印が押印済の『令和6年度市民税・県民税申告書』の写しでも代用可とします。



「令和6年 月1日時点の住所」欄が「八街市以外」に該当する方全員分、必要です。  
令和6年1月1日時点でお住まいの市区町村が発行する『令和6年度住民税均等割が課せられていないとわかる証明書(非課税証明書など)』の原本  
※未申告の方のうち、18歳未満の方、65歳以上の方、扶養を受けていることがわかる方は不要です。



「令和6年 月1日時点の住所」欄が「日本国内に住民登録なし」に該当する方全員分、必要です。  
パスポートの入国日がわかる部分の写し(コピー)

申請書の内容に相違がないことを確認した日付を記入し、申請者が署名してください。

※【誓約・同意事項】のチェック漏れや、添付書類の不備はありませんか。

本申立ての内容に相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者氏名(申請者の署名)

八街 太郎

添付書類は、申請書と一緒に提出してください。

※本人(代理人)確認書類は、有効期限内のものを添付してください。

※コピーした際に氏名などが切れないようにご注意ください。